

協議第 2 号

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会の廃止について

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 6 の規定により、次のとおり廃止する。

1 廃止の期日

平成 17 年 3 月 31 日

2 廃止に伴う措置

協議会の決算について

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会規約第 18 条の規定に基づき、協議会の収支は、廃止の日をもって打ち切り、会長であったものがこれを決算するものとする。

決算については、地方自治法施行令第 5 条第 3 項の規定に準じ、稲沢市監査委員の審査に付し、その意見を附けて議会の認定に付すものとする。

事務等の承継について

協議会の事務、決算後の余剰金及び物品は、稲沢市が承継する。

平成 16 年 12 月 24 日提出

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会

会 長 服 部 幸 道

議案第 号

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会の廃止について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の6の規定により、平成17年3月31日をもって、稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会を廃止する。

平成17年 月 日提出

市(町)長

提案理由

平成17年4月1日に稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町が合併することに伴い、稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会を廃止する必要があるためである。

地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）

（協議会の組織の変更及び廃止）

第 252 条の 6 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の協議会を設ける普通地方公共団体の数を増減し、若しくは協議会の規約を変更し、又は協議会を廃止しようとするときは、第 252 条の 2 第 1 項から第 3 項までの例によりこれを行わなければならない。

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会規約

（協議会解散の場合の措置）

第 18 条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号）

第 5 条 略

2 略

3 前項の規定による決算は、事務を承継した各普通地方公共団体の長においてこれを監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会の認定に付さなければならない。

4 略